

東日本大震災復興特別区域法資料

東日本大震災復興対策本部事務局

2011年12月

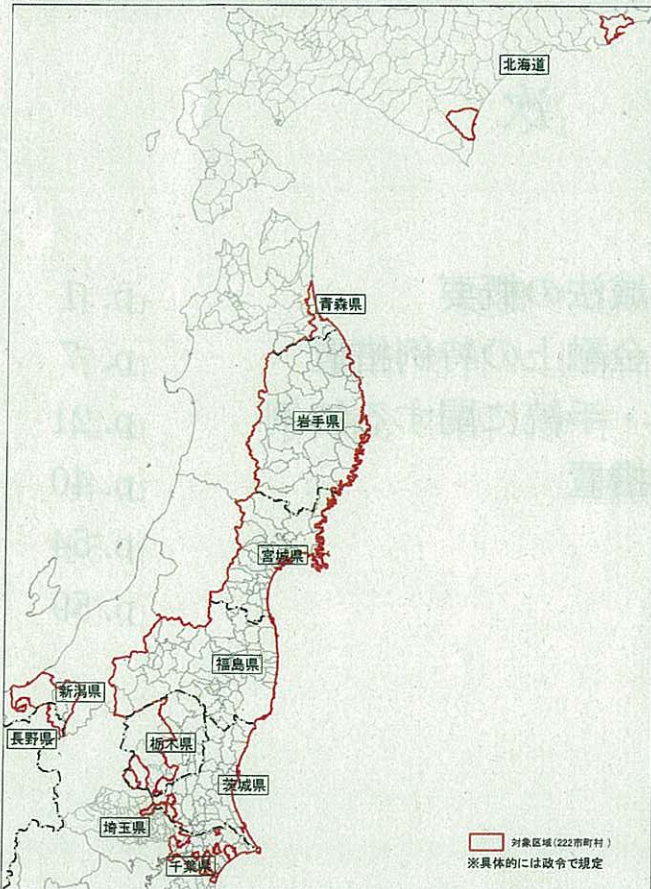
目 次

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1. 東日本大震災復興特別区域法の概要 | p. 1 |
| 2. 復興推進計画による税・金融上の特例措置 | p. 7 |
| 3. 復興推進計画による規制・手続に関する特例 | p. 21 |
| 4. 復興整備計画と主な特例措置 | p. 40 |
| 5. 東日本大震災復興交付金 | p. 54 |
| 6. 復興特区制度のイメージ | p. 59 |

東日本大震災復興特別区域法の概要

- 東日本大震災復興特別区域法の対象区域 (p.2)
- 東日本大震災復興特別区域法の枠組み (p.3)
- 復興推進計画の作成について (p.4)
- 復興推進計画による規制・手続に関する特例 (p.5)

東日本大震災復興特別区域法の対象区域



北海道: 広尾町 浜中町
 青森県: 八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市
 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市
 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひ
 たちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市
 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市
 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉
 市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町
 美浦村 阿見町 河内町 利根町
 栃木県: 宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市
 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市
 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
 高根沢町 那須町 那珂川町
 埼玉県: 久喜市
 千葉県: 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市
 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫
 子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市
 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町
 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
 新潟県: 十日町市 上越市 津南町
 長野県: 栄村

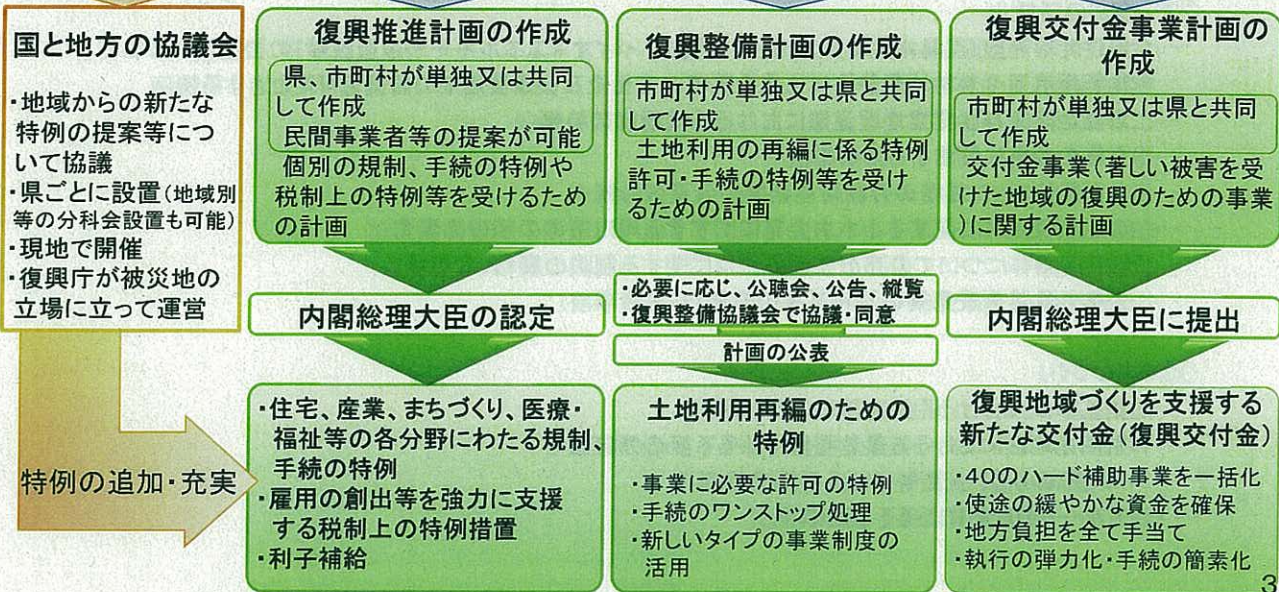
東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域 東日本大震災により一定の被害が生じた区域である
財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

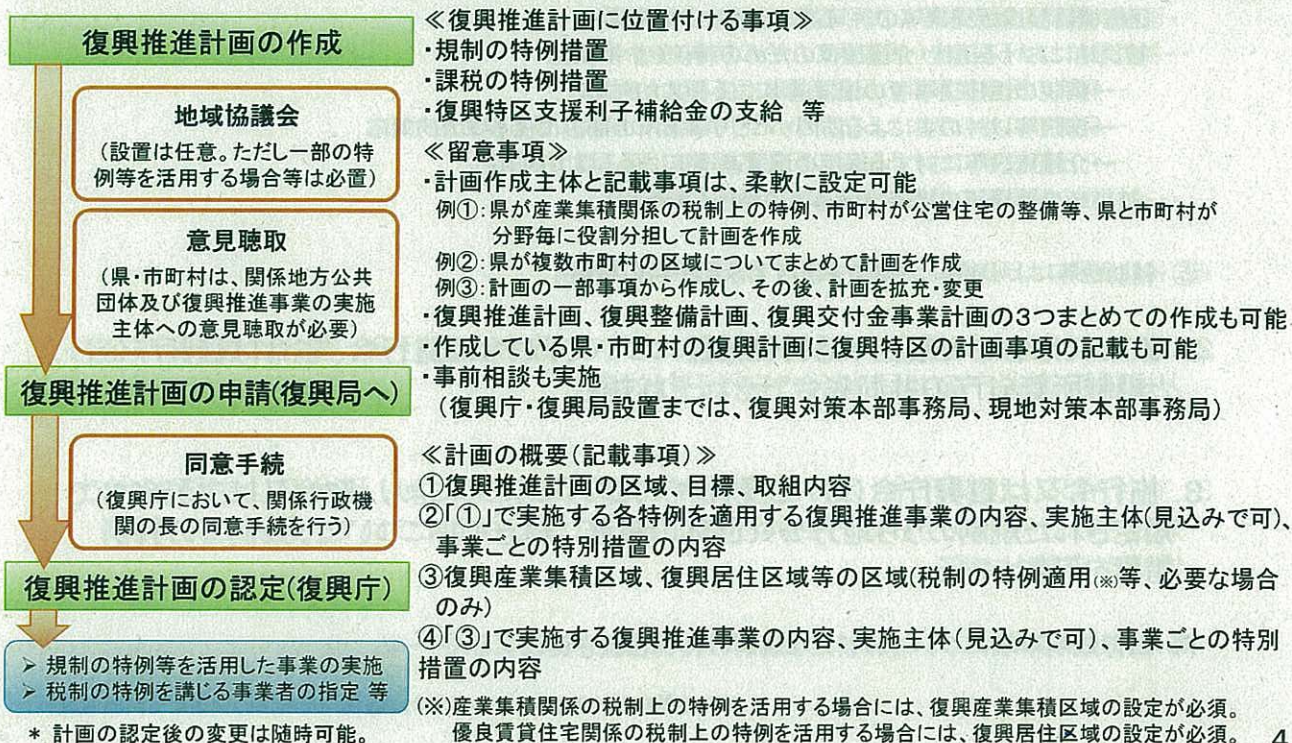
【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等



復興推進計画の作成について

復興推進計画は、個別の規制・手続の特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独又は共同して作成する計画。民間事業者等からの提案も可能。
国の認定を受けることにより、規制の特例等が適用。



復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

- ① 住宅の確保
 - ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
 - ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
 - ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化
- ② 産業の活性化
 - ・ 食料供給等施設(農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等)の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
 - ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
 - ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
 - ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
 - ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
 - ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限の緩和(政令事項)
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
- ③ まちづくり
 - ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
 - ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
 - ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
 - ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

5

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

- ④ 医療、福祉等
 - ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
 - ・ 被災地における医療・介護確保のための特例(省令事項)
 - 病院の医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 病院等以外の者による訪問リハビリ事業所の開設に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準等に係る弾力的対応
 - ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)
- ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例

2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は復興庁(※)と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応

3. 施行令又は復興庁令(※)・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

◆ 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキーム

(※)復興庁が設置されるまでの間は、復興庁は内閣府、復興庁令は内閣府令

6

復興推進計画による税・金融上の特例措置

- 復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度 (p.8)
- 復興産業集積区域における新規立地促進税制 (p.9)
- 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除 (p.10)
- 復興産業集積区域における法人税の特別控除 (p.11)
- 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等 (p.12)
- 復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (p.13)
- 産業集積関係の税制上の特例の対象となる地域のイメージ (p.14)
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除 (p.15)
- 「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除 (p.16)
- 復興特区支援利子補給金 (p.17)

7

復興特区における税制上の特例措置・利子補給金制度

1. 税制上の特例措置

(1) 被災地の雇用機会の確保のための税制上の特例措置

(~28年3月末)

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人を対象として、以下の思い切った税制上の特例措置を創設。

特別償却/ 税額控除	特別償却	~26年3月末	~28年3月末	選択 適用	税額控除(※1)	~26年3月末	~28年3月末
		機械装置	即時償却		50%		機械装置
選択適用	建物・構築物	25%		↔	建物・構築物	8%	

(※1 上記税額控除は、法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

法人税特別控除

雇用等している被災者に対する給与等支給額の10%を税額控除(※2) (※2 法人税額の20%が限度)

新規立地 促進税制

新規立地新設企業(※3)
を5年間無税に

新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入
(指定後5年間、所得金額を限度)

再投資等した場合の即時償却
(再投資等準備金残高を限度)

(※3 雇用に大きな被害が生じた地域を有する地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に限る。)

研究開発税制

開発研究用資産について即時償却

開発研究用資産の即時償却した減価償却費の12%を税額控除(通常8~10%)

(2) 地方公共団体の地方税に係る課税免除又は不均一課税による減収に対する補填措置

(~28年3月末)

復興産業集積区域内における(1)の地域の雇用機会の確保に寄与する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合の地方公共団体の減収に対し、特例的に地方交付税により補填。(事業税・固定資産税は投資から5年)

(3) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

(~26年3月末)

住宅に大きな被害が生じた地域の復興居住区域内における被災者向け優良賃貸住宅供給事業者に対し、特別償却(25%)又は税額控除(※4)(8%)

(※4 法人税額の20%が限度。但し、4年間の繰り越しが可能。)

(4) 出資に係る所得控除

(~28年3月末指定)

まちづくり会社や特産品開発等地域の復興に貢献する事業を行う者として指定された中小企業者に対する個人の出資に係る所得控除(指定後5年間)

2. 復興特区支援利子補給金制度

復興の中核となる事業実施者による指定金融機関からの資金借入れに対する利子補給(5年間、補給率0.7%以内)

8